

松原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

平成30年3月26日条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、法第79条第2項第1号並びに法第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準並びに指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）の指定に関する基準を定めるものとする。

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準)

第2条 法第47条第1項第1号並びに法第81条第1項及び第2項に規定する基準は、次条に定めるところを除き、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「居宅介護支援基準」という。）に定めるところによる。

(指定居宅介護支援等の提供に関する記録の保存年限)

第3条 居宅介護支援基準第29条第2項（第30条において準用する場合を含む。）の規定により整備した記録については、指定居宅介護支援等を提供した日から5年間保存しなければならない。

(法第79条第2項第1号の条例で定める者)

第4条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第132条の3の2に定めるところによる。

(施行の細目)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用)

2 第3条の規定は、本市が法の規定に基づき勧告、命令等を行うこととされている指定居宅介護支援事業者が、この条例の施行の際現に保有している記録についても適用する。

(検討)

3 市長は、地方分権改革の理念にのっとり、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営並びに指定居宅介護支援事業者の指定に関する法律、政令、省令等の制定改廃時等の適時にその実施状況を勘案して検討し、その結果に基づき指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準並びに指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準について本市の実情に適合させるために必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるものとする。